



発行 東京都

目次

127

規則

- 職員の子供休業等に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………（総務局人事部職員支援課）…
 - 東京都児童育成手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………（福祉保健局少子社会対策部育成支援課）…
 - 東京都重度心身障害者手当条例施行規則の一部を改正する規則……………（福祉保健局障害者施策推進部施設サービス支援課）…
 - 東京都心身障害者福祉手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………（同）…
- 訓令
- 職員の子供休業等に関する規程の一部改正……………（総務局人事部職員支援課）…

規則

職員の子供休業等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成三十年十二月二十七日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第百五十一号

職員の子供休業等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

職員の子供休業等に関する条例施行規則（平成四年東京都規則第三十五号）の一部を次のように改正する。

第三条の二を第三条の三とし、第三条を第三条の二とし、第二条の次に次の一条を加

える。

（条例第二条第一号イ(3)の東京都規則で定める非常勤職員）

第三条 条例第二条第一号イ(3)の東京都規則で定める非常勤職員は、一週間の所定の勤務日数が三日以上、一月の所定の勤務日数が十一日以上又は一年間の所定の勤務日数が百二十一日以上である非常勤職員とする。

第八条の次に次の一条を加える。

（条例第十三条第一号ロの東京都規則で定める非常勤職員）

第八条の二 条例第十三条第一号ロの東京都規則で定める非常勤職員は、次の各号のいずれにも該当する非常勤職員とする。

- 一 一週間の所定の勤務日数が三日以上、一月の所定の勤務日数が十一日以上又は一年間の所定の勤務日数が百二十一日以上である非常勤職員
- 二 一日につき定められた勤務時間が六時間十五分以上である勤務日がある非常勤職員

第十条第二項中「非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例（一）」を「非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（一）」に、「非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例施行規則」を「非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例施行規則」に改める。

附則

この規則は、平成三十二年四月一日から施行する。

東京都児童育成手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成三十年十二月二十七日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第百五十二号

東京都児童育成手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

東京都児童育成手当に関する条例施行規則（昭和五十七年東京都規則第二十七号）の一部を次のように改正する。

第二条中「規定する老人控除対象配偶者」を「規定する同一生計配偶者（七十歳以上

の者に限る。)」に、「当該老人控除対象配偶者」を「当該同一生計配偶者」に改める。

附則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の東京都児童育成手当に関する条例施行規則第二条の規定は、平成三十一年六月以後の月分の児童育成手当の支給について適用し、同年五月以前の月分の児童育成手当の支給については、なお従前の例による。

東京都重度心身障害者手当条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成三十年十二月二十七日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都規則第五百十三号

東京都重度心身障害者手当条例施行規則の一部を改正する規則

東京都重度心身障害者手当条例施行規則(昭和四十八年東京都規則第四百十一号)の一部を次のように改正する。

第三条の表以外の部分中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改め、同条の表一人以上の項中「老人控除対象配偶者」を「同一生計配偶者(七十歳以上の者に限る。)」に改める。

別記第一号様式(表)中「心障学級」を「特別支援学級」に、「控除対象配偶者及び扶養親族」を「同一生計配偶者及び扶養親族」に、「老人控除対象配偶者」を「同一生計配偶者(70歳以上の者に限る。)」に改める。

別記第九号様式中「控除対象配偶者及び扶養親族の」を「同一生計配偶者及び扶養親族の」に、「老人控除対象配偶者」を「同一生計配偶者(70歳以上の者に限る。)」に、「扶養対象配偶者」を「同一生計配偶者」に、「控除対象配偶者及び扶養親族数」を「同一生計配偶者及び扶養親族の数」に、「名称・及び」を「名称及び」に、「平成

年 月 日」を「年 月 日」に、「心障学

養」を「養育対象配偶」に改める。

附則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の東京都重度心身障害者手当条例施行規則第三条の規定並びに別記第一号様式及び第九号様式の規定は、平成三十一年十一月以後の月分の重度心身障害者手当の支給について適用し、同年十月以前の月分の重度心身障害者手当の支給については、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都重度心身障害者手当条例施行規則別記第一号様式及び第九号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

東京都心身障害者福祉手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成三十年十二月二十七日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都規則第五百十四号

東京都心身障害者福祉手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

東京都心身障害者福祉手当に関する条例施行規則(昭和四十九年東京都規則第三百十八号)の一部を次のように改正する。

第二条の表以外の部分中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改め、同条の表一人以上の項中「老人控除対象配偶者」を「同一生計配偶者(七十歳以上の者に限る。)」に改める。

附則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の東京都心身障害者福祉手当に関する条例施行規則第二条の規定は、平成三十一年八月以後の月分の心身障害者福祉手当の支給について適用し、同年七月以前の月分の心身障害者福祉手当の支給については、なお従前の例による。

訓 令

●東京都訓令第十六号

庁 中 一 般
支 所
事 業
収用委員会事務局
労働委員会事務局

職員の育児休業等に関する規程(平成四年東京都訓令第百三十四号)の一部を次のように改正する。

平成三十年十二月二十七日

東京都知事 小 池 百合子

第二条第二項第一号中「任命権者を同じくする職(以下「特定職」という。)に引き続き在職した期間が一年以上である」を「次のいずれにも該当する」に改め、同号に次のように加える。

- イ 任命権者を同じくする職(以下「特定職」という。)に引き続き在職した期間が一年以上である非常勤職員
- ロ 一週間の所定の勤務日数が三日以上、一月の所定の勤務日数が十一日以上又は一年間の所定の勤務日数が百二十一日以上である非常勤職員
- ハ 一日につき定められた勤務時間が六時間十五分以上である勤務日がある非常勤職員

第二条第四項中「一般職非常勤職員の勤務時間、休暇等に関する規則」を「会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則」に、「非常勤職員勤務時間規則」を「会計年度任用職員勤務時間規則」に改める。

第五条第一項中「非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例施行規則」を「非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例施行規則」に改める。

附 則

この訓令は、平成三十二年四月一日から施行する。

発行
 東京都
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一
 号
 電話 〇三(五三二)一一一一(代)

郵便番号
 163-8001

定価
 本号
 一箇月 六、六〇〇円
 (郵送料を含む) 三〇円

印刷所
 勝美印刷株式会社
 東京都文京区白山一丁目十三番七
 号
 電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号
 113-0001

